

# 大分中央バドミントンクラブ会則

(名称及び目的)

第1条 この会は、大分中央バドミントンクラブと言い部員の親睦を目的とする。

(構成)

第2条 この会は、バドミントンに関心を持ち、会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員)

第3条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
幹事長	1名
幹事	若干名
会計監事	2名

(役員を選任)

第4条 会長、副会長、幹事長は、部員の互選とし、総会において決定する。

2 幹事は、会長が委嘱する。

3 会計監事は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。ただし、前条の役員が兼任することはできない。

(役員の仕事及び任期)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、クラブを代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事長は、会の運営を行う。

(4) 幹事は、次の業務を分掌する。

(イ) 会計係

(ロ) 施設係

(ハ) 用具係

## (二) 連絡係

- (5) 会計監事は、会計を監査し、総会に報告しなければならない。
- 2 会計監事は、全項の定めるほか、必要があるときは総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

## (運営)

第6条 会の運営に要する経費は、入会金、会費及びその他の経費をもってあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## (入会及び退会)

第7条 入会及び退会については、役員会で決定する。

## (総会)

第8条 総会は、年1回開催し、会則の改廃、事業報告、会計報告等を行う。

## (規定のない事項の処理)

第9条 この会則に規定のない事項については、この会の精神に基づき、役員会で協議のうえ決定する。

附則           この会則は、昭和56年4月29日より実施する。  
                  この会則は、昭和59年4月28日より実施する。  
                  この会則は、平成9年4月6日より実施する。  
                  この会則は、平成18年4月6日より実施する。  
                  この会則は、平成24年4月8日より実施する。

参考       クラブ発足 昭和54年12月1日